

人事行政の運営等の状況

令和4年12月
御殿場市・小山町広域行政組合

I 御殿場市・小山町広域行政組合人事行政の運営等の状況の概要

1 任免及び人数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

| 区分 部門 | 職員数（人） | | | 主な増減理由 |
|----------|--------|-------|-------|--------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 対前年増減 | |
| 厚生部局 | 23 | 24 | 1 | 事務の増加等 |
| 消防部局 | 159 | 162 | 3 | 欠員補充 |
| 組合全体 | 182 | 186 | 4 | |

(2) 採用及び離職の状況（令和3年度）

| 区分 部門 | 採用 （人） | 離職（人） | | | | | | | | |
|----------|-----------|-------|----|----|----|------|----|----|----|----|
| | | 退職 | | | | | 免職 | | 失職 | 合計 |
| | | 定年 | 早期 | 普通 | 死亡 | 任期満了 | 分限 | 懲戒 | | |
| 厚生部局 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 消防部局 | 5 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 組合全体 | 6 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |

（注）採用は、令和4年4月1日付けで採用した者の人数です。

（注）離職は、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に離職した者の人数です。

2 人事評価の状況（令和3年度）

(1) 対象職員（被評価者）の状況

特別職を除く正規職員及び会計年度任用職員

(2) 評価者の状況

被評価者の上位の管理監督職員（特別職含む）

(3) 評価体系の状況

| | 内 容 |
|------|--|
| 業績評価 | <ul style="list-style-type: none"> 職員が職務を遂行するに当たり挙げた業績を評価 評価期間は1年間（4月～翌年3月） 職員が自ら挙げた職務目標における達成度及びその目標の難易度から評価 |
| 能力評価 | <ul style="list-style-type: none"> 職員が職務を遂行するに当たり挙げた能力を評価 評価期間は1年間（4月～翌年3月） 職制上の段階ごとに求められる能力（標準職務遂行能力）を評価項目として定め、それぞれの能力の発揮度合いを評価 |

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（令和3年度決算）

| 区 分 | 歳出額(A) | 人件費(B) | 人件費率(B/A) |
|------|--------------|--------------|-----------|
| 厚生部局 | 3,392,751 千円 | 264,235 千円 | 7.8% |
| 消防部局 | | 1,229,931 千円 | 36.2% |
| 組合全体 | | 1,494,166 千円 | 44.0% |

(2) 職員給与費の状況（令和4年度当初予算）

（単位：千円）

| 職員数(A) | | 職 員 給 与 費 | | | | 一人当たり給与費 (B)/(A) |
|--------|-------|------------|------------|------------|--------------|---------------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計(B) | |
| 厚生部局 | 23 人 | 101,748 千円 | 21,735 千円 | 42,302 千円 | 165,785 千円 | 7,208 千円 |
| 消防部局 | 162 人 | 591,773 千円 | 190,748 千円 | 242,802 千円 | 1,025,323 千円 | 6,329 千円 |
| 組合全体 | 185 人 | 693,521 千円 | 212,483 千円 | 285,104 千円 | 1,191,108 千円 | 6,438 千円 |

（注）職員手当には退職手当、児童手当を含みません。

(3) 平均給料月額、平均給与等月額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

| 区 分 | 平均給料月額 | 平均給与等月額 | 平均年齢 | |
|--------------|-----------|-----------|-----------|--------|
| 広域行政組合 | 厚生部局 | 371,217 円 | 449,974 円 | 51.2 歳 |
| | 消防部局 | 305,398 円 | 398,072 円 | 38.5 歳 |
| | 組合全体 | 313,890 円 | 404,769 円 | 40.1 歳 |
| 御殿場市（一般行政職） | 310,688 円 | 380,230 円 | 39.8 歳 | |
| 小 山 町（一般行政職） | 328,900 円 | 462,700 円 | 43.0 歳 | |

（注）平均給与等月額とは、給料及び職員手当（扶養手当、時間外勤務手当等）の合計です。

(4) 初任給の状況（令和4年4月1日現在）

| 区 分 | 大学卒 | 高校卒 | |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 広域行政組合 | 厚生部局 | 182,200 円 | 150,600 円 |
| | 消防部局 | 188,700 円 | 154,900 円 |
| 御殿場市（一般行政職） | 182,200 円 | 150,600 円 | |
| 小 山 町（一般行政職） | 182,200 円 | 150,600 円 | |

(5) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

| 区 分 | | 経験年数 10 年 | 経験年数 15 年 | 経験年数 20 年 |
|------|-----|-----------|-----------|-----------|
| 厚生部局 | 大学卒 | 266,500 円 | 320,100 円 | 366,400 円 |
| | 高校卒 | 221,500 円 | 266,500 円 | 320,100 円 |
| 消防部局 | 大学卒 | 273,600 円 | 327,500 円 | 370,300 円 |
| | 高校卒 | 228,100 円 | 273,600 円 | 327,500 円 |

（注）経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合には、その期間を換算し、採用後の年数に加算した年数です。

(6) 昇給期間短縮の状況（令和3年度）

| | | |
|------|-----------------------------------|-------|
| 厚生部局 | 職員数 (A) | 23 人 |
| | 普通昇給期間 (12～24 月) を短縮して昇給した職員数 (B) | 0 人 |
| | 比率 (B)/(A) | 0% |
| 消防部局 | 職員数 (A) | 159 人 |
| | 普通昇給期間 (12～24 月) を短縮して昇給した職員数 (B) | 0 人 |
| | 比率 (B)/(A) | 0% |

(7) 級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 (人) | | | 構成比 (%) | | |
|-----|---------------------|---------|------|------|---------|------|------|
| | | 厚生部局 | 消防部局 | 組合全体 | 厚生部局 | 消防部局 | 組合全体 |
| 1 級 | 主事・消防士 | 0 | 33 | 33 | 0 | 20.4 | 17.7 |
| 2 級 | 副主任 | 1 | 25 | 26 | 4.2 | 15.4 | 14.0 |
| 3 級 | 主任 | 2 | 23 | 25 | 8.3 | 14.2 | 13.4 |
| 4 級 | 主幹・副主幹 | 11 | 22 | 33 | 45.8 | 13.6 | 17.7 |
| 5 級 | 副参事 | 0 | 30 | 30 | 0 | 18.5 | 16.1 |
| 6 級 | 課長補佐・分署長補佐・所長・所長補佐 | 5 | 7 | 12 | 20.8 | 4.3 | 6.5 |
| 7 級 | 課長・署長・参事・副署長・分署長・所長 | 4 | 19 | 23 | 16.7 | 11.7 | 12.4 |
| 8 級 | 事務局長・消防長・消防次長・次長・署長 | 1 | 3 | 4 | 4.2 | 1.9 | 2.2 |

※「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員数です。

(8) 期末・勤勉手当の状況（令和4年4月1日現在）

| 区分 | 広域行政組合・静岡県 | | |
|--------|------------|---------|---------|
| | 期末手当 | 勤勉手当 | 計 |
| 6 月期 | 1.20 月分 | 0.95 月分 | 2.15 月分 |
| 1 2 月期 | 1.20 月分 | 0.95 月分 | 2.15 月分 |
| 合 計 | 2.40 月分 | 1.90 月分 | 4.30 月分 |

(9) 退職手当の状況（令和4年4月1日現在）

| 区 分 | 広域行政組合 | | 国 | |
|------------------|------------|--------------|-------------------------------|--------------|
| | 自己都合 | 早期・定年 | 自己都合 | 早期・定年 |
| 勤続 20 年 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 | 19.6695 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤続 25 年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 |
| 勤続 35 年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 |
| 最 高 限 度 | 47.709 月分 | 47.709 月分 | 47.709 月分 | 47.709 月分 |
| 1 人当たりの 平均支給額 | 厚生部局 | 0 千円 | 早期 0 千円 定年 0 千円 | — |
| | 消防部局 | 0 千円 | 早期 0 千円 定年 24,110 千円 | |
| | 組合全体 | 0 千円 | 早期 0 千円 定年 24,110 千円 | |

(注) 1人当たりの平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額です。

(10) その他の主な手当の内容

ア 地域手当（令和4年4月1日現在）

| 支給対象地域 | 広域行政組合 | 御殿場市 | 小山町 | 静岡県 |
|------------|--------|------|------|------|
| 支給率 | 6.0% | 6.0% | 6.0% | 6.0% |
| 1人当たり平均支給額 | 246千円 | | | |

(注) 1人当たり平均支給額は、令和3年度決算額です。

イ 時間外勤務手当（令和3年度決算）

| 区分 | 支給総額 | 1人当たり支給年額 |
|------|----------|-----------|
| 厚生部局 | 802千円 | 35千円 |
| 消防部局 | 24,306千円 | 153千円 |
| 組合全体 | 25,108千円 | 138千円 |

ウ 特殊勤務手当（令和3年度決算）

| 区分 | 支給総額 | 1人当たり支給年額 |
|-------|--|-----------|
| 厚生部局 | 964千円 | 42千円 |
| 消防部局 | 10,797千円 | 68千円 |
| 組合全体 | 11,761千円 | 65千円 |
| 手当の種類 | 不快作業手当（ごみ処理又はし尿処理作業・特殊作業）、隔日勤務手当、救急作業手当、山岳作業手当、救急救命士手当 | |

エ 扶養手当、住居手当、通勤手当（令和4年4月1日現在）

| 手当の種類 | 内 容 | |
|-------|--------------------------------------|---|
| 扶養手当 | 配偶者 | 6,500円 |
| | 子 | 10,000円 |
| | 父母等 | 6,500円 |
| | 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 | |
| 住居手当 | [借家・借間に居住する職員] | |
| | 支給対象者 | 12,000円を超える家賃を支払っている職員 最高支給限度額 27,000円 |
| 通勤手当 | [交通機関等利用者] | 最高支給限度額 55,000円 |
| | [交通用具使用者] | 最高支給限度額 22,200円 |

(11) 特別職等の報酬（令和4年4月1日現在）

| 区分 | 報酬月額 | 期末手当の支給割合 |
|------|---------|-----------|
| 管理者 | 15,000円 | 0月分 |
| 副管理者 | 13,000円 | |
| 議長 | 13,000円 | |
| 副議長 | 11,000円 | |
| 議員 | 10,000円 | |

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和4年4月1日現在）

| 勤務時間 | 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 |
|--------|-------|--------|---------------|
| 7時間45分 | 8時30分 | 17時15分 | 12時00分～13時00分 |

※業務内容に応じて勤務時間が異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和3年）

| | |
|-------------|------|
| 1人当たり平均取得日数 | 9.4日 |
|-------------|------|

※年次有給休暇は、1年につき20日付与され、また、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

(3) 特別休暇等の導入状況（令和4年4月1日現在）

| 休暇の種類 | 概 要 |
|-------|---|
| 病気休暇 | ア 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病 イ 結核性疾患 ウ 上記以外の負傷又は疾病 |
| 特別休暇 | ア 選挙権の行使その他公民として権利を行使する場合 イ 証人等として国会などに出頭する場合 ウ ドナー休暇 エ ボランティア休暇（5日の範囲内） オ 結婚休暇（10日以内） カ 不妊治療のための休暇 キ 産前休暇（出産の日までの8週間） ク 産後休暇（出産の日の翌日から8週間） ケ 授乳等休暇（生後1年に達しない子に授乳等を行う場合、1日2回30分以内） コ 妻の出産（入院等の日から出産後2週間までの間に2日以内） サ 男性職員の育児のため休暇（5日以内） シ 子の看護休暇（未就学児を看護する場合：5日以内） ス 短期介護休暇（5日以内） セ 忌引休暇 ソ 父母の祭日（死亡後15年以内に行われる祭事、法事等の行事を営むとき） タ 夏季休暇（7月から9月までの間で、原則として5日以内） チ 災害により職員の現住居が滅失した場合 ツ 災害時において出勤することが困難な場合 テ 災害時において通勤途上において危険を回避するため ト 生理休暇（2日以内） ナ 妊娠中の職員が通勤途上の混雑を避ける場合 ニ 妊娠中又は出産後1年以内の職員が健康指導等を受ける場合 ヌ 妊娠中の職員の業務が母体や胎児に影響があると認める場合 ネ 妊娠中の職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難である場合 ノ 伝染病予防法上必要な措置により勤務することが不適当な場合 |
| 介護休暇 | ア 負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合 |

(注) 取得要件等は、「御殿場市・小山町広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「御殿場市・小山町広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により定められています。

(4) 育児休業等の取得者数（令和3年度）

| 区 分 | | 育児休業 | 部分休業 | 配偶者同行休業 |
|------|----|------|------|---------|
| 厚生部局 | 男性 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | 女性 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 消防部局 | 男性 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | 女性 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 組合全体 | 男性 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | 女性 | 0人 | 0人 | 0人 |

(注) 当該年度に新たに取得した人数です。

5 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数（令和3年度）

| 区 分 | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|
| 厚生部局 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 消防部局 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 組合全体 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

(注) 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしていない場合等に、本人の意に反して行う処分です。

(2) 懲戒処分者数（令和3年度）

| 区 分 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|
| 厚生部局 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 消防部局 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 |
| 組合全体 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 |

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追求するために行う処分です。

6 サービス状況

(1) サービス規律遵守のための取組み（令和3年度）

| 取 組 内 容 |
|--|
| 職員の綱紀粛正及び厳正なサービス規律の確保等について（5月、8月、9月、10月、12月） |

(2) 兼職・兼業の許可件数（令和3年度）

| 許可件数 | | 主な許可事例 |
|------|----|--------------|
| 厚生部局 | 0件 | 一般社団法人 古沢共和会 |
| 消防部局 | 2件 | |
| 組合全体 | 2件 | |

(注) 上記の許可は、地方公務員法第38条第1項に基づくものです。

7 退職管理状況

定年又は勸奨により退職する職員を対象として、再就職状況の報告や現役職員への働きかけを規制するため「御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職管理に関する条例（平成28年御殿場市・小山町広域行政組合条例第6号）」及び「御殿場市・小山町広域行政組合職員の退職管理に関する規則（平成28年御殿場市・小山町広域行政組合規則第2号）」を定め、営利企業に就職する離職者は届出書を提出することを義務付けるなど退職管理の適正を確保している。

8 研修の状況

(1) 職員研修の概要等（令和3年度）

| 区 分 | 令和3年度実績 |
|------------|--------------------------------------|
| 人材育成費 | 2,230千円 |
| 階層（階級）別研修等 | 新規採用職員研修等6研修 |
| 参加派遣研修 | 消防大学校、静岡県消防学校、法制執務研修等12研修 |
| 職 能 研 修 | 救急高度化研修(病院研修) 技能講習5研修(小型移動式クレーン等) |

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況（令和3年度）

| 区 分 | | 対象人数 | 受診人数 | 受診率 |
|------------------------|------|------|------|-------|
| 健 康 診 断 | 厚生部局 | 23人 | 22人 | 95.7% |
| | 消防部局 | 159人 | 152人 | 95.6% |
| | 組合全体 | 182人 | 174人 | 95.6% |
| 胃レントゲン (40歳以上及び希望者) | 厚生部局 | 19人 | 11人 | 57.9% |
| | 消防部局 | 72人 | 61人 | 84.7% |
| | 組合全体 | 91人 | 72人 | 79.1% |
| 人 間 ド ッ ク (希望者) | 厚生部局 | | 10人 | |
| | 消防部局 | | 8人 | |
| | 組合全体 | | 18人 | |
| V D T 健康診断 (希望者) | 厚生部局 | | 1人 | |
| | 消防部局 | | 0人 | |
| | 組合全体 | | 1人 | |
| ストレスチェック | 組合全体 | 182人 | 180人 | |

(2) 公務災害等の認定状況等（令和3年度）

| 区 分 | | 厚生部局 | 消防部局 | 組合全体 |
|-----|------|------|------|------|
| 認 定 | 公務災害 | 0件 | 5件 | 5件 |
| | 通勤災害 | 0件 | 1件 | 1件 |
| | 計 | 0件 | 6件 | 6件 |

10 競争試験及び選考の状況（令和3年度）

| | 1次受験者 | 1次合格者 | 最終合格者 | 競 争 率 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| 消防職 | 29人 | 15人 | 4人 | 7.3 |

II 公平委員会の業務の状況

公平委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、これについて必要な措置を講ずるとされています。令和3年度に公平委員会におけるこれらの業務の状況は、次のとおりです。

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況について … なし
- 2 不利益処分に関する審査請求の状況について … なし

| | |
|---------------|--|
| <p>その他の事項</p> | <p>◇次のいずれかに該当する場合は、不認定となる。</p> <p>①応募者がこの早期退職募集実施要項に適合しない場合</p> <p>②地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始日において受けている者又は募集の期間中に受けた者</p> <p>③応募者が②に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違行為にあたる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことに疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保するうえで支障を生ずると認める場合</p> <p>④応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要と認める場合</p> <hr/> <p>◇認定を受けた応募者が次のいずれかに該当するときは、その認定は効力を失う。</p> <p>①懲戒免職処分を受けて退職したとき及び地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をしたとき</p> <p>②退職したその日又はその翌日に再び職員となったとき及び引き続いて通算規定のある地方公務員等となり退職手当が支給されない場合に該当したとき</p> <p>③この早期退職募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（①、②に掲げる場合を除く。）</p> <p>④地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき</p> <p>⑤応募を取り下げたとき</p> |
|---------------|--|

【募集から退職までの概略】

- 1 早期退職希望者の募集…（募集実施要項の周知）
- 2 応募…（応募申請書（様式第3号の2）による応募）
- 3 認定・不認定の決定及び通知…（認定・不認定の決定後、応募者にその旨を通知する）
- 4 退職すべき期日に退職…（募集実施要項及び認定通知書等に記載されている期日に退職）

《令和3年度早期退職募集及び認定結果》

| 募集人数 | 応募人数 | 認定人数 |
|------|------|------|
| 3人程度 | 0人 | 0人 |